

≪パンフ掲載：よくある質問一覧≫

No.	項目	質問	回答
1	利用 者 登 録 に つ い て	南相馬市に住民票がないと登録できないの？	登録できません。定額タクシー「みなタク」は、南相馬市に住民票があり、原町区又は鹿島区に居住する方が対象となります。
2		運転免許証をもっているけど、「みなタク」は使えるの？	みなタクの利用に年齢制限や資格制限はありません。運転免許証をお持ちの方や75歳未満の方でもご利用できます。
3		中心部地域に住んでいないけど利用できるの？	自宅から行くことのできる範囲を区内中心部地域と表現しております。お住まいの地域が区内中心部地域以外でもご利用可能です。
4		利用者カードは申請するとすぐにもらえるの？	手続き完了後にご自宅に郵送します。申請からお手元に届くまで10日程度を目安としてください。
5		登録情報（氏名や住所など）に変更があった場合は手続きは必要なの？	登録情報に変更があった場合は、変更申請をしていただき、利用者カードの変更が必要になります。変更前の利用者カードは使用できませんので、ご注意ください。なお、市外へお引越された場合は、利用者カードの返却、または、ご自身で廃棄をお願いします。
6		利用者が亡くなった場合はどうすればいいの？	利用者カードはご利用できませんので、利用者カードの返却、または、ご家庭で廃棄をお願いします。
7		家族で利用したいが、全員申請した方がいいの？	一緒に乗車する方が1人でも利用者カードを持っていれば利用できます。ただし、一緒に利用者カードをお持ちの方が乗車しない場合は、適用できません。そのため、利用する方は皆様ご登録いただくことをお勧めしています。
8		74歳未満で新たに片道500円の要件に該当（障がい者手帳の交付や介護認定、運転免許の自主返納）するけど、申請は必要なの？	必要になります。申請いただくと利用料金が片道500円となります。
9		片道500円の要件に該当（障がい者手帳の交付や介護認定、運転免許の自主返納）していたけど、該当から外れた場合は、手続きは必要なの？	片道500円の要件が外れた場合は、手続きが必要になります。 みなタクの利用料金が片道500円ではなくなるため、必ず以下の担当までご連絡ください。
10	サ ー ビ ス 内 容 に つ い て	普通のタクシーとは違うの？	利用方法や車両などは通常のタクシーと違いはありませんが、次の部分が違うところです。 「利用料金が定額」、「目的地や利用時間帯が限られている」、「事前に利用申請を行い、利用者カードの交付を受ける」
11		利用できるタクシーは決まっているの？	中面の「ご利用できるタクシー会社」に記載のある事業者になりますので、ご確認ください。
12		原町区内のどこで乗り降りしてもいいの？	乗り降りできる場所に制限がありますので、中面の「乗車・降車ができる場所」をご確認ください。
13		病院からスーパーへの移動にも使えるの？	使えません。乗降場所のどちらか一方が自宅である必要があります。
14		利用者カードを忘れたらどうしたらいいの？	ご利用には、タクシーに乗車する際に利用者カードの提示が必要となります。お忘れの場合はみなタクの適用ができませんので、ご注意ください。なお、利用者カードを無くされた場合は、再発行手続きが必要になりますので、以下の担当までご連絡ください。
15	利 用 方 法 に つ い て	みなタクを利用するにはどうすればいいの？	通常のタクシー利用と同様に電話等でタクシー会社に連絡してください。乗車の際に利用者カードを提示してください。
16		利用制限ってあるの？	利用制限はありません。一日に複数回利用できます。なお、ご利用の都度、料金がかかりますので、ご注意ください。
17		通勤や通学にも使えるの？	利用目的は問いませんので、どのような目的でも利用可能です。
18		事前にタクシーの予約はできるの？	事前予約は、各タクシー会社での対応としています。ご利用するタクシー会社にお問い合わせください。